

みせ税理士
の

相続相談手帖

第24話

Q 私は平成28年に父親の相続税の申告を税務署に提出する予定です。聞くとところによると、相続税の調査は申告書を提出した後、1～2年後に入ると聞きました。又、相続税の税務調査は相続税の申告書を提出した人の3割程度であると聞きます。相続税の税務調査を受けやすいケースがあれば教えてください。

A **相続税**の申告者は少ないですが、**税務調査**の割合は非常に高いという特徴があります。

- ・相続税の申告が必要な割合：4.1%
 - ・相続税の調査に入る割合：約30%
 - ・調査で否認される割合：80.9%
- (平成24年実績)

税務調査を受けやすいケースとしては、次のようなケースが考えられます。

- ① 申告書に誤りがある、資料などに不備がある
- ② 生前の所得から推定して相続財産が少ない
- ③ 家族名義の財産が申告されていない
- ④ 相続人の財産が推定所得に比べて多い
- ⑤ 課税価額が3億円超
- ⑥ 高額納税者(たとえば、総所得金額等の合計金額が2千万円超のため財務債務の明細書(平成27年より「財産債務調書」)を提出している者)
- ⑦ 生前に高額土地・株式等の譲渡がある
- ⑧ 国外財産調書を提出している又は国外財産があるにもかかわらず提出していない

※ 調査の目的は申告記載の財産の確認ではなく、それ以外の財産を見つけることです。税務署は相続発生後、金融機関に預貯金の照会をして、被相続人や相続人の預貯金の把握をします。又、本人名義だけではなく、妻名義の預金や子供名義の預金も調査の対象となります。

【税務調査を未然に防ぐ申告書とは】

税務調査を未然に防ぎ税務調査がない申告書ってあるのか！？と疑問に思うところですが、絶対に税務調査がこない申告書はありません。しかし、税務調査の可能性を押さえる申告書はあります。

それは、調査官が疑問や不審に感じると予想される事項を列挙し、十分な資料添付と説明を行った申告書、つまり**書面添付制度の活用**です。**書面添付制度**は調査官の意図するところを税理士が書面にて列挙し説明する制度です。ぜひ、申告時にこの制度を活用して頂きたいものです。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL:0120-985-556 URL:<http://www.nara-souzoku.net/>

セカンド・オピニオン
受付中